

令和7年4月1日から、各種申請時の提出書類が変わります。

指定給水装置工事事業者							
< 法人の方のお手続き >							
提出書類	申請内容	新規 (更新)	主任技術者の変更		指定事項の変更		
			選任	解任	名称変更	所在地変更	代表者変更 役員変更
指定申請書		●					
機械器具調書		●					
指定事項変更届出書					●	●	● ●
主任技術者選任・解任届出書			●	●			
誓約書		●					● ●
登記事項証明書（原本）		●			●	●	● ●
定款の写し		●			●	●	●
主任技術者免状の写し		●	●				
業務内容等確認書※ 1		●					
< 個人事業主の方のお手続き >							
提出書類	申請内容	新規 (更新)	主任技術者の変更		指定事項の変更		
			選任	解任	名称変更	所在地変更	代表者変更 役員変更
指定申請書		●					/
機械器具調書		●					
指定事項変更届出書					●	●	
主任技術者選任・解任届出書			●	●			
誓約書		●					
住民票の写し※ 2		●			●	●	
主任技術者免状の写し		●	●				
業務内容等確認書※ 1		●					

※注意事項※
※ 1 市民サービス向上のため、「業務内容等確認書」のご提出にご協力をお願いします。 ※ 2 住民票の写しの提出が省略できます。 住民基本台帳法の一部改正により、住民票の写しが省略できることとなりました。 提出を省略する場合は、代表者の方の「住所」と「生年月日」をお届けください。（様式は問いません） ●事業者の継承は「指定事項変更届出書」では申請できません。 （個人⇒個人への相続、個人⇒法人への組織化、法人⇒法人への営業譲渡） このような場合は、一度「廃止届出書」を提出後、新規に「指定申請書」の提出が必要になります。 ●手続き前の「指定給水装置工事事業者証」を返却していただく場合があります。 更新や変更の場合は、新しい「指定給水装置工事事業者証」を発行する場合があります。手続き前の「指定給水装置工事事業者証」と交換となりますので、お手元にご用意をお願いします。

【お問合せ】
静岡市上下水道局
経営管理部 上下水道総務課 総務係
電話 ： 0 5 4 - 2 7 0 - 9 1 2 1
F A X ： 0 5 4 - 2 7 0 - 9 1 2 2